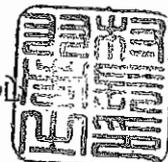


平成30年1月31日

西多摩衛生組合
管理者 並木 心 様

羽村市長 並木 心



西多摩衛生組合構成市町長会議の結果について (情報提供)

去る1月30日(火)に開催された「西多摩衛生組合構成市町長会議」の結果について、下記のとおり、情報提供いたします。

記

- 1 可燃ごみの共同処理に関する検討結果報告書 (別紙のとおり)
- 2 構成市町長会議での確認事項
 - (1) 昭島市からの西多摩衛生組合への加入依頼については、「可燃ごみの共同処理に関する検討結果報告書」の内容に沿って、前向きに進めていくこと。
 - (2) 各市町は、当該市町の議会・住民へ情報提供を行うことにより、本事案に対する理解を深め、合意形成に努めること。
 - (3) 各市町は、当該市町の議会・住民への対応状況を幹事市の羽村市へ報告し、羽村市は、その状況を取りまとめること。
 - (4) 以上の結果を踏まえ、西多摩衛生組合構成市町長会議を再度開催し、総合的な判断のもと、最終的な決定を行うこと。

問合せ先

産業環境部 橋本

042-555-1111 (内) 220



可燃ごみの共同処理に関する検討結果報告書

平成29年6月1日に開催された西多摩衛生組合構成市町長会議（以下、「市町長会議」という。）において、昭島市長から可燃ごみの共同処理を依頼するに至った経過等について説明を受け、本件については、一部事務組合運営の根幹をなす大変重要な事項であるため、改めて課題等を確認しながら、既に示されている西多摩衛生組合の調査・検討結果と合わせて構成市町間の協議を進めることとなった。

そこで、具体的な協議を進めるため、市町長会議の下に部課長による可燃ごみの共同処理に関する構成市町間検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置し、関係者からの意見聴取を行い、課題等を整理しつつ、検討を重ねた。

西多摩衛生組合の調査・検討結果を踏まえ、ごみ行政の広域化や連携の必要性、現有施設の有効活用、将来の財政負担の見通しなど、多岐に渡り検討した結果、昭島市が西多摩衛生組合に加入し、西多摩衛生組合構成市町（以下、「構成市町」という。）と昭島市の4市1町による可燃ごみの共同処理を契機に、共に社会的役割を果たすことが将来のごみ行政の円滑な運営に向け、最善の選択であるとの統一見解に至った。

統一見解に至った理由としては、以下の項目が挙げられる。

①広域行政による合理化の推進

多摩地域の市町村間では、病院・可燃ごみ焼却場や火葬場の設置、運営等について共同で事務を進めてきた歴史があり、相互理解・協力の下、スケールメリットを生かした効率的な事務を追及してきた。

流域下水道もその一つで、青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町の下水处理の大部分は、昭島市に設置された東京都の多摩川上流水再生センターで処理されている。

②周辺環境整備の促進

可燃ごみ焼却場の運営において、昭島市が西多摩衛生組合に加入し、4市1町による共同処理を行うことで、スケールメリットを活かし、周辺環境整備や高度な環境保全対策等の充実を図ることができる。

③地球温暖化対策の推進

近年、地球温暖化が顕著となり、世界各地で異常気象による自然災害が多発し、大きな被害が出ている。

我が国においても、東日本大震災による原発事故を受け、火力発電による二酸化炭素の排出が増加している状況にあり、昭島市清掃センターを西多摩衛生組合環境センターに集約することにより、地球温暖化対策を推進することができる。

④可燃ごみ焼却場の安定的かつ効率的な稼働

西多摩衛生組合環境センターにおいて昭島市を加えて可燃ごみの共同処理を行っても、構成市町の可燃ごみ処理に影響を与えることはなく適正な焼却処理ができるとともに、安定的かつ効率的な施設稼働により、西多摩衛生組合環境センターが持つ性能を十分発揮できる。

⑤公害防止協定の規制値の遵守

可燃ごみ焼却に伴い発生する有害物質排出について、西多摩衛生組合環境センターにおいて昭島市を加えて可燃ごみの共同処理を行っても、羽村・瑞穂両協議会と締結している公害防止協定の規制値を遵守できる。

⑥可燃ごみ焼却場の強靱化及び防災拠点化

東日本大震災以後、廃棄物処理施設には施設の強靱化や防災の拠点化などの新しい役割が求められており、西多摩衛生組合の今後の方向性として、「近くにある良かった清掃施設」への転換計画を策定していく中で、昭島市が西多摩衛生組合に加入し4市1町による可燃ごみの共同処理を行うことにより、計画の実現性が大きく前進する。

⑦周辺住民の理解促進

羽村・瑞穂両協議会から周辺環境整備等を前提に焼却炉の余剰能力の有効活用について、一定の理解をいただいている。

⑧分賦金の軽減と住民福祉の向上

市町村の厳しい財政状況の下、更新時期を迎える公共施設が増加することや少子高齢化に加え、人口減少も始まっている中で、広域圏でのごみ処理体制を築いていくことが全国的に求められている状況にある。

このような社会潮流の中で、昭島市が西多摩衛生組合に加入し、4市1町による可燃ごみの共同処理を行うことは、構成市町に分賦金の負担軽減につながり、その財源を他の住民サービスに振り替えることで、住民福祉の向上を図ることができる。

以上が昭島市を加えた可燃ごみの共同処理を選択する理由であるが、詳細な検討内容については、以下のとおり報告する。

1 昭島市の説明内容と今後の取り組みについて

昭島市が可燃ごみの共同処理を西多摩衛生組合構成市町に依頼するに至った経緯については、既に昭島市長から説明のあったところであるが、その詳細について、昭島市職員の出席を求めて意見を聴き、次のとおり内容を整理した。

検討会議としては、昭島市の現状について把握したところであり、昭島市としては、構成市町の住民の皆様の理解が得られるよう、懇切丁寧な説明に努めていく必要がある。

(1) 昭島市の可燃ごみ焼却場の現状について

昭島市の可燃ごみ焼却場は、平成7年の本格稼働以来、既に20年以上が経過する中、延命化を図りながら、平成31年度までの運営を確保している状況にある。

更に、昭島市が平成25年度に実施した精密機能検査において、平成32年度以降の稼働については、老朽化の著しい進行度合から不可能であると判断されている。

(2) 昭島市単独による可燃ごみ焼却場の建替えの検討経過について

現在の昭島市清掃センターは、八王子市との行政界にあたる多摩川河川敷に所在し、国土交通省から占用許可を受け運営されている。

新たな施設を建て替える場合には、改めて占用許可が必要となるが、この場合、国土交通省においては、周辺住民の同意を絶対条件としているところであるが、昭島市としては、新たな可燃ごみ焼却場建設に関し、同意をいただくことは不可能と判断されており、また、現在の場所以外を候補地として選定していくことについても、適地の有無・時間的な制約等も含め、極めて困難であるということが、昭島市のこれまでの検討経過となっている。

(3) 広域行政による廃棄物の共同処理への移行経過について

廃棄物の共同処理については、国から廃棄物処理施設整備計画が示されて以来、どのような枠組みや形態があり得るのかということに関し、多摩地域の清掃担当者間において常日頃から情報交換がなされてきた。

昭島市においては、他の自治体との枠組みを模索した時期もあったとのことであるが、当初から施設の更新時期や財政的な考え方が異なっていたことにより、いずれも現実性に乏しく、具体的な行政課題へと進展していくことはなかった。

(4) 西多摩衛生組合構成市町へ可燃ごみの共同処理を依頼することを選択した経過と理由について

ごみ処理とは、住民にとって、毎日、安定的に行われることが基本であり、基礎自治体の責務としては、これが損なわれることは絶対にあってはならない非常に大切な事務である。

平成32年度以降の昭島市の可燃ごみ処理については、昭島市は市単独での建て替え、新たな広域行政による共同処理への移行等、数年来、検討を重ねてきたところであると聞いているが、いずれも実現することができないことが明らかとなる中、昭島市にとって、既存の一部事務組合への加入を要請していくことが、唯一残された方途となったとのことである。

昭島市は、これまで、西多摩衛生組合の構成市町をはじめ、西多摩地域の基礎自

治体と、青梅線及び多摩川流域に関する諸課題、横田基地問題、下水処理、崖線緑地保全、産業振興等、大変多くの課題について連携し、協力関係を築きながら、広域行政を進展させてきたところであり、現在において、その関係は益々深まっているものと認識されている。

こうしたことから、可燃ごみの処理についても、安定性の高い運営を行っている西多摩衛生組合に加入を要請し、現在のごみ行政に求められている社会的な役割を共に担うことが、昭島市に残された最善の道であると同時に、他の選択肢はないと判断され、平成28年1月、正式に加入に向けた協議を依頼したとのことである。

(5) 西多摩衛生組合への加入に向けた昭島市の取組みについて

昭島市は、西多摩衛生組合への加入に向け、ごみの更なる減量化及び再資源化を図ることが重要となるため、昭島市の総意として積極的に取り組んでいく必要がある。

2 構成市町による課題への対応について

昭島市が西多摩衛生組合に加入する際、それぞれの課題について、住民の理解を得るため、構成市町は昭島市と共に一丸となって、懇切丁寧な説明に努めていく。

(1) 昭島市の可燃ごみを受け入れる際の考え方について

西多摩衛生組合は、周辺住民の皆様の理解のもとに設置、運営がなされており、現在の構成市町が推進するごみ減量・再資源化などの取組みに昭島市は歩調を合わせて取り組むことが、昭島市の可燃ごみを受け入れる条件となる。

また、構成市町は、西多摩衛生組合が単なる可燃ごみ焼却場ではなく、地域へ貢献でき周辺住民にあつてよかったと思われるような要素を取り入れた施設となるよう周辺環境整備に力を入れており、昭島市が共に社会的役割を担うことが、西多摩衛生組合で昭島市の可燃ごみを受け入れる前提となる。

そのため、構成市町は、昭島市と共に施設の充実整備に向けた施策を検討し、具現化していく必要がある。

(2) ごみの広域行政の推進及び連携強化の必要性について

西多摩衛生組合が行った技術的な調査、検討結果において、昭島市のごみが搬入されても西多摩衛生組合環境センターのごみ処理に支障を来すことはなく、周辺への環境負荷においても特段の影響はないという客観的な結果が示された。

また、国においては、廃棄物処理施設整備計画の中で、市町村の厳しい財政状況や大規模災害時等における廃棄物処理システムの強靱化を図るとともに、老朽化した廃棄物処理施設や、廃棄物発生量の減少の状況を踏まえ、市町村単独ではなく、広域圏での廃棄物処理体制を築いていく必要があるとの方針が示されている。

構成市町は、引き続き、環境に最大限配慮するとともに、効率的かつ効果的な施

設運営を行っていくため、連携を強化し、スケールメリットを生かしたごみの広域処理を推進していく必要がある。

(3) 自区内処理と広域処理の考え方について

自区内処理の原則については、廃棄物の減量化や適正処理に大きく寄与してきた。

しかし、都市化の進展、少子高齢化・人口減少社会の到来、高度な環境保全対策の必要性やその財源確保などの課題等を解決していくためには、単一の行政区域の中で、ごみ処理を完結していくことは現実的に極めて困難な状況にあり、既に中間処理や最終処分において、ごみの広域処理が推進されており、今後もその重要性は増していくものと捉えている。

(4) 西多摩衛生組合の「周辺地域」と「離れている地域」の意識醸成について

可燃ごみ焼却場が安定的に稼働するためには、施設周辺住民の皆様の理解を得ることが重要であり、昭島市が西多摩衛生組合に加入する際には、施設所在地の自治体だけでなく、構成市町全てが、その一切についての責任を負うと同時に、構成市町が一丸となって、施設周辺住民の皆様並びに構成市町の住民の皆様に、継続的な理解と意識醸成が図られるよう、円滑な運営に資する努力を重ねていくことが重要である。

(5) 可燃ごみ焼却場の周辺環境整備に対する考え方について

可燃ごみ焼却場が単なる焼却施設というだけでなく、地域へ貢献でき、周辺住民にあってよかったと思われるような施設となるよう、周辺住民の皆様の意見を十分に聴き、還元施設や焼却施設の有効活用を含めた周辺環境整備等を進める必要がある。

(6) 将来の廃棄物処理施設のあり方について

循環型社会の形成のための学習拠点、災害時の廃棄物処理施設および地域の防災拠点、地域の人々の様々な活動の場等として、施設の存在意義と有効活用に関する将来性は幅広いため、昭島市が西多摩衛生組合に加入し、4市1町としてスケールメリットを生かした廃棄物処理計画を策定していく必要がある。

(7) 将来の財政負担について

高度な環境保全対策の下、ごみの適正処理を継続していくためには、適時適切に施設・設備の大規模改修等を実施していくことが必要であり、財源確保の面での課題解決を図るためには、昭島市を加えた4市1町で財政負担していくスケールメリットは大きい。

3 西多摩衛生組合による課題への対応について

昭島市が西多摩衛生組合に加入する際には、可燃ごみ増量に対する措置対応や、今後の組合運営の方向性についての課題に対する対応が必要となる。

具体的には、次の項目について、構成市町と昭島市は西多摩衛生組合とともにその対応を図っていく。

(1) ごみ増量に対する措置対応について

①収集車両の増加に伴う対策

収集車両の増加に伴う排気ガスの影響を調査する必要がある、測定項目、測定場所、測定回数等について検討する。

また、搬入時間については、学校の通学時間帯との重複を避けるため、現在の昭島市の収集開始時間8時30分を継続するものとし、搬入搬出経路については、従前同様構成市町間における協定を締結するものとする。

更に、構成市町と昭島市においては、環境に配慮した天然ガス自動車（CNG車）等の利用による搬入搬出とするよう、車両の更新時期を捉えながら努めていく必要がある。

②ごみ量の増加に伴う対策

排ガス中のダイオキシン類測定を1炉あたり年2回実施しているものを増やして実施するよう検討する。

③公害防止協定の見直し

公害防止協定のうち、ダイオキシン類の規制値、目標値について、現在の規制値を厳しくすることが可能か検討する。

④環境センターの施設改善等

搬入車両の増加に伴う一般道での渋滞対策として、西多摩衛生組合敷地内に待機させる措置を講じる。

また、ごみピット内の臭気については、エアーカーテンの出力を上げることでより対策を講じる。

臭気の測定については、公害防止協定に基づいて敷地境界線で年2回実施しているほか、自主的に西多摩衛生組合周辺については、毎日、広範囲の地域は月に1回測定しており、これを継続する。

⑤土壌のダイオキシン類測定

土壌のダイオキシン類について、定期的に調査を実施しており、これを継続する。

⑥焼却炉運転計画の見直し

昭島市の可燃ごみが適正に焼却できるよう、調査検討を行った技術的措置対応と同様に、運転計画を変更する。

(2) 今後の西多摩衛生組合の運営の方向性について

①フレッシュランド西多摩の老朽化対策

西多摩衛生組合の周辺住民の皆様が多くが利用されている現在の浴場施設は、平成33年度にリニューアルのための改修工事を計画しており、天然温泉の掘削や浴室の拡張・改修等を行うことを検討する。

②西多摩衛生組合の防災拠点化

現在、国の方針に基づき施設の強靱化を図りながら、災害時にも施設の有効利用が図られるよう施設整備を進めているところである。

こうした中、フレッシュランド西多摩においては、太陽光発電及び蓄電池が設置され、災害時にも活用できる設備を有しており、また、地下水等の調査結果から水源があることが確認されたところである。

この水源を利用して井戸を掘削するとともに、災害時等に活用できるように改修を計画していく。

ごみ焼却に伴う発電については、発電能力を高め経常経費の削減に努めるとともに、施設の強靱化と合わせて災害時に有効活用できるように取り組んでいく。

③西多摩衛生組合近隣の土地の購入

周辺環境整備については、近隣住民の皆様にあってよかったと思われるような施設を目指し、住民要望の高い、多目的広場や環境教育のための土地取得に努めていく。

また、構成市町による広域的な土地利用について検討していく。

④構成市町の住民の皆様との協働事業の取り組み

環境学習として、生ごみの堆肥化や、その堆肥を使った植物の栽培を行うなど、構成市町の住民の皆様との協働事業をさらに発展させていく。

4 共通課題について

昭島市が西多摩衛生組合に加入する際には、構成市町、昭島市、西多摩衛生組合の全てに共通する課題について、次の対応が必要となる。

(1) スケジュールについて

平成28年12月5日付けで、昭島市から構成市町あてに、可燃ごみの共同処理に関する依頼が出された中で、昭島市の現処理施設の稼働期限について平成31年

度までが限界との説明があることから、これを土台に加入に向けたスケジュールを立てていく。

(2) 可燃ごみの分類の統一について

現在の構成市町間において、可燃ごみの内容と分別排出は統一化されており、昭島市が加わる際には、改めて可燃ごみの内容を構成市町全体で統一する。

(3) 昭島市が西多摩衛生組合へ加入する際の経費について

西多摩衛生組合の既存財産（土地・建築物・設備）の取得並びに整備に要した経費を積算し、他の共同処理等の一部事務組合の事例を参考に、人口割を基本に、昭島市は西多摩衛生組合へ加入する際の経費を試算する必要がある。

なお、昭島市が西多摩衛生組合に加入する際の経費については、将来の西多摩衛生組合の施設整備等に充てることを目的に、西多摩衛生組合会計に基金造成を検討する。

(4) 西多摩衛生組合の運営経費について

西多摩衛生組合において定めた統一の算出基準に則り、昭島市を加えた4市1町の運営経費を算出する。

(5) 周辺市町地域振興負担金について

西多摩衛生組合は、羽村市と瑞穂町へ周辺市町地域振興負担金を支出しており、昭島市の加入に伴い、周辺市町地域振興負担金の変更を協議する必要がある。

(6) 羽村・瑞穂両協議会への負担金について

西多摩衛生組合は、羽村・瑞穂両協議会に対し、地域環境対策協議会助成金を交付しており、昭島市の加入に伴い、西多摩衛生組合において、助成金の見直しを検討する必要がある。

(7) 平成50年度以降の廃棄物処理施設の対応について

西多摩衛生組合環境センターは、長寿命化対策を実施することにより、平成50年度までの施設利用を図ることとしている。

その後の対応としては、全ての選択肢を排除せず、昭島市を加えた4市1町全体で白紙の状態から慎重に検討する必要がある、その時期については、平成40年度頃から検討を始める必要がある。

(8) 災害時における廃棄物処理の対応について

災害において発生した災害廃棄物の仮置き、分別、中間処理等の一連の処理について、構成市町は密接な関係にあることから、昭島市を加えた4市1町は、災害廃棄物処理計画の策定にあたって整合を図っていく。

また、西多摩衛生組合は、発電設備や入浴施設等、災害時における清潔保持施設としての能力も高いことから、防災拠点としての有効活用を検討する。

(9)「昭島市の可燃ごみ共同処理要請に反対する署名」の対応について

双葉町周辺の環境を考える会から羽村市長に対し、昭島市の可燃ごみ共同処理要請に反対する署名が平成29年5月12日付で提出されている。

一方、西多摩衛生組合で実施した3項目の調査、検討結果では、本要請内容とは逆の意見も出されている。

このことから、様々な意見を踏まえ、安全安心を第一に効率的かつ効果的な運営を行う観点で施策を検討し、周辺住民の皆様に理解いただくよう構成市町、昭島市、西多摩衛生組合全体で努めていく。

以上のとおり報告する。

平成30年1月30日

可燃ごみの共同処理に関する構成市町間検討会議